賃金物価スライド制度

1 対象施設

- ◇指定期間2年目以降で、通常の指定管理料の支払いのある施設が増額の対象。 (通常の指定管理料の支払いがある施設でも1年目は対象外。0円施設は対象外。)
- ◇賃金水準や物価の変動に対して別途支援があるときは、支払額の減額や支払いを行わない場合がある。

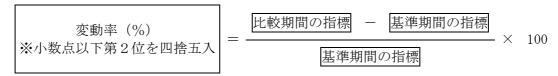
2 対象費用、算定に用いる指標

対象費用	指標	増加率算定に用いる期間		指定管理
		基準期間	比較期間	者の負担
人件費(福利厚生費を	毎月勤労統計調査(岐	指定期間の初年	増額対象年度	対象費用
除く)	阜県) 第1表 月間現	度の前年7月	の前年7月	の1.5%ま
	金給与額 5人以上 調			での増加
	査産業計 所定内給与			
光熱費分(電気料、ガ	企業物価事業用電力	指定期間の初年	増額対象年度	対象費用
ス代、燃料費(車両に	指数(全液化石油ガス	度の前年7月以	の前年7月以	の1.5%ま
係るものを除く))	国) 灯油	前の1年間	前の1年間	での増加

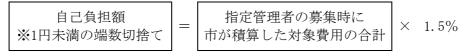
※値動きの差が小さいと考えられるので、灯油以外の油種でも灯油の指標を用いる。

3 算定方法

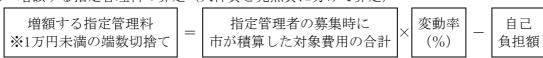
① 変動率の算定(指標ごとに算定)



② 自己負担額の算定(人件費と光熱費に分けて算定)



③ 増額する指定管理料の算定(人件費と光熱費に分けて算定)



4 支払いの条件、方法

- ◇人件費の増額分については、収支状況に関係なく支払う。
- ◇<u>光熱費の増額分については、決算(事業報告書)の赤字額を上限とする</u>ので、赤字額を確認したのちに支払う。ただし、決算において、前年度分の光熱費に係る増額分を収入に含む場合は、これを除いた赤字額を上限とする。